

[只木ゼミ後期第8問]

行政書士である甲は、供託金の供託を証明する文書としての行使意思を有しながら、旭川地方法務局供託官A作成名義の真正な供託金受領証からAの記名印及び公印押捺部分を切り取り、虚偽の供託事実を記載した供託用紙の下方に接続させてこれを電子複写機で複写する方法により、真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピーを作成した。その後作成した虚偽の供託金受領証の写真コピーを、北海道上川支庁建築指導課建築係員に真正に成立したもののように偽って提出した。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和51年4月30日第二小法廷判決